

令和4年度 高等学校等学び直し支援金

令和4年4月1日現在

申請手続きのお知らせ（私立高等学校等に通う生徒向け）

高等学校等を中途退学した方が、再び都内の私立高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給が終了しても、一定条件のもとで継続して授業料の支援を行います。

この「お知らせ」をお読みになり、支給対象となる方は、学校を通じて申請手続きを行ってください。

1 制度の対象となる方の判定基準について

- 学び直し支援金の対象校を卒業または修了していない方
- 高等学校等を中途退学し、転入学・編入学・再入学した方
- 高等学校等の在学期間が通算して36か月（定時制・通信制は48か月。就学支援金支給停止期間を除く）を超えている方
- または、単位制の高等学校等で、就学支援金の支給対象単位数が、上限74単位数に達している方
- 平成26年4月以降に高等学校等に入学した方（就学支援金新制度の受給権者であった方）
- 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して12か月未満（定時制・通信制は24か月未満）である方
- 【再入学等した高等学校等が単位制の高等学校等である場合】
当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位数を超えていない方
- 次の計算式（保護者全員の合計額）で算出した基準額に当てはまる方

計算式	年収目安	加算支給	基準支給	対象外
		約590万円未満	約910万円未満	約910万円以上
区市町村民税の課税標準額×6% ー 区市町村民税の調整控除の額 ・4～6月の判定には令和3年度の課税標準額等を使用。 ・7～3月の判定には令和4年度の課税標準額等を使用。 ・住民税の課税地が政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる。 ・下記の①に該当する場合は計算式が異なる。	判定基準	左記の計算式に基づく計算結果が 154,500円未満	左記の計算式に基づく計算結果が 304,200円未満	左記の計算式に基づく計算結果が 304,200円以上
	支給額	【年額制】月額24,750円 【単位制】1単位12,030円	【年額制】月額9,900円 【単位制】1単位4,812円	支給なし

①令和4年7月分～令和5年6月分の審査において、支給対象となる生徒等が早生まれで特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（平成15年1月2日～4月1日生まれの生徒等が該当）で、保護者等が当該早生まれの生徒等を自己の扶養親族としている場合は、当該早生まれの生徒等の判定に用いる課税標準額相当額から12万円（※）を減じる。

上記に該当する場合は、下記の計算式により判定する。

$$\text{〔算定基準額〕} = (\text{区市町村民税の課税標準額} - 12\text{万円}) \times 6\% - \text{区市町村民税の調整控除の額}$$

（※）：特定扶養控除（45万円）と扶養控除（33万円）の差に相当する額

②学び直し支援金は、在学校の授業料月額等（減免されている場合は「減免後の額」）が上限です。

③就学支援金の支給対象となっている期間は、学び直し支援金の対象となりません。（一部単位制を除く）

2 申込み方法について

STEP 1 以下の注意事項を確認してください。

- 学び直し支援金の申請書類は学校に提出していただきます。学校の定める提出期限や提出方法が守られない場合、学び直し支援金を受給できなくなる可能性があります。
- 学び直し支援金の審査では、保護者等の個人番号を利用して住民税情報を取得するため、保護者全員の「個人番号（マイナンバー）カード（コピー）」、「個人番号が記載された住民票の写し」の2つのうち、いずれか1つが必要です（生活保護を受給している場合は、生活保護受給証明書を提出してください。）。いずれも用意できない場合は、学校に手続き方法を確認してください。
- 保護者等の税申告を済ませた上で、申請手続きをしてください。税申告をしていない場合、受給資格審査が行えません。税申告をしていない方は、お住まいの区市町村でお手続きをしてください（控除対象配偶者は、税申告は不要ですが、マイナンバーを提出する必要があります。）。

STEP 2 前年度末時点の受給資格の有無・直前の申請方法に基づき、学校から「新入生用」または「在校生用」のいずれかのチェックシートを受け取ってください。

現在籍校における在籍状況	直前の申請方法	提出書類チェックシートの種類
令和4年度に新たに転入学等した	—	新入生用
令和3年度以前から在籍している	マイナンバー申請	在校生用 ※前年度の申請内容と変動が無い場合は在校生用提出書類チェックシートのみを提出してください。
	課税証明書申請	在校生用

※前年度末時点の受給資格の有無・直前の申請方法が分からない方は、学校に問い合わせてください。

STEP 3 必要な申請書類を学校に提出してください。

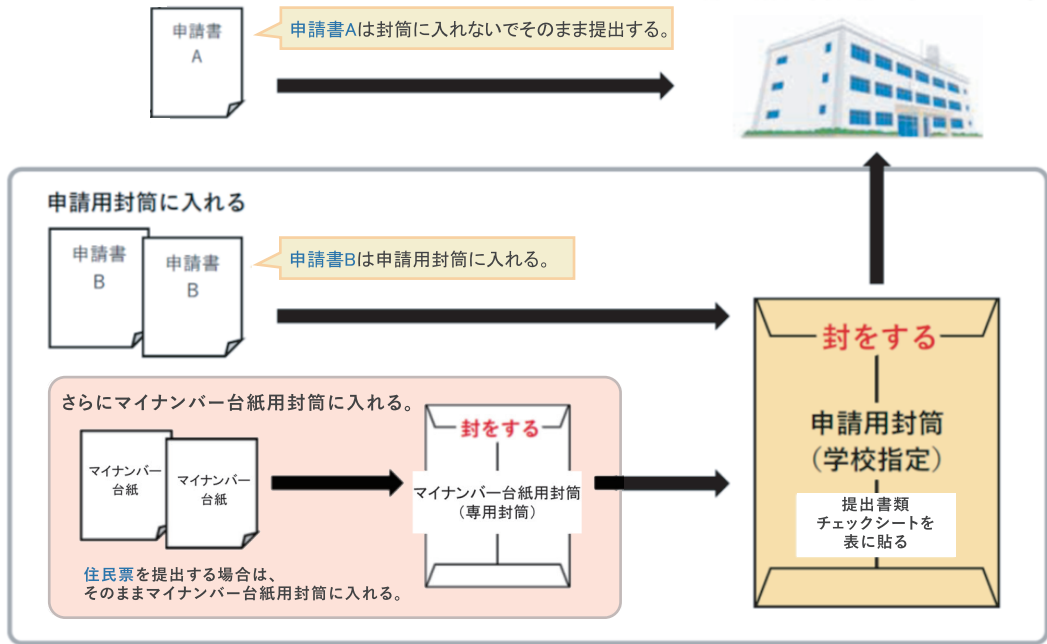
- 提出書類は、申請者の状況により異なります。「提出書類チェックシート」に従って、必要な書類を提出してください。

申請書	提出方法
「新入生用」 提出書類チェックシート	チェックし、申請用封筒に貼り付けて提出
「在校生用」 提出書類チェックシート	チェックし、申請用封筒に貼り付けて提出 ただし、前年度マイナンバーを提出しており、提出内容に変更がない場合は、受給希望開始月までに、封筒に入れずに、提出書類チェックシートのみをそのまま学校へ提出
申請書A	受給希望開始月までに、封筒に入れずに、そのまま学校へ提出。
申請書B	申請用封筒に入れて提出。4-6、7-3で各1枚必要。
マイナンバー台紙	専用マイナンバー用封筒に入れて提出。マイナンバー用封筒は、申請封筒にさらに封入して提出。 ※どちらの封筒も必ず、封入口を厳封してください。 ※マイナンバー台紙の作成に当たっては、「マイナンバー台紙」及び「マイナンバー提出書類の作成手順」をよく読んでください。

新入生

封筒に入れずにそのまま提出

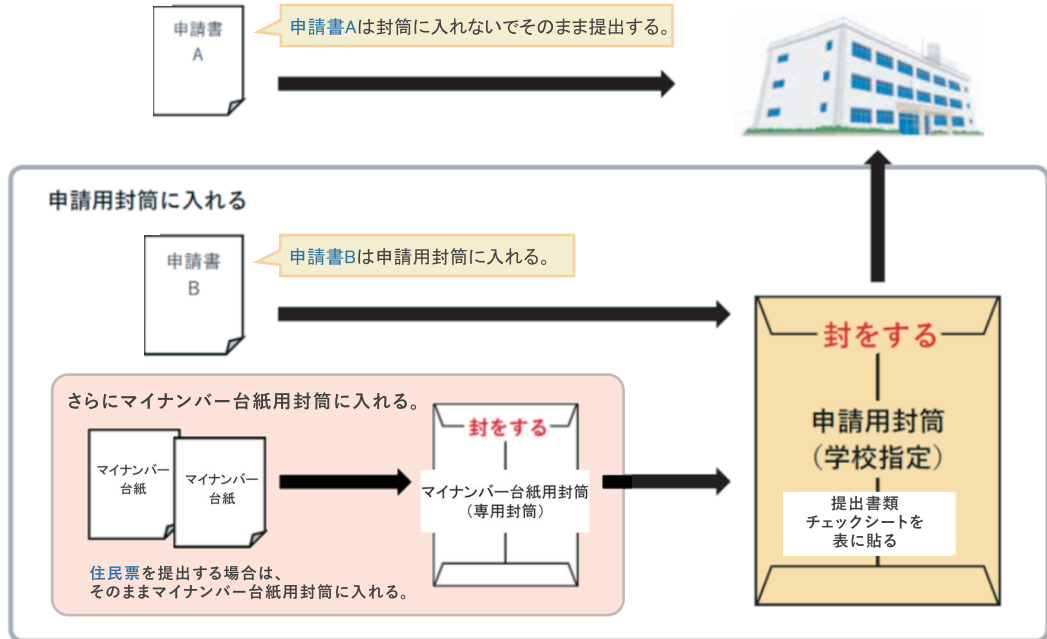
学校に提出
期日・方法は学校の指示に従ってください。



在校生

封筒に入れずにそのまま提出

学校に提出
期日・方法は学校の指示に従ってください。



今年度初めて申請し、1年分申請する場合は、申請書Bが2枚必要です。

※前年度マイナンバーを提出しており、提出内容に変更がない場合は、受給希望開始月までに、封筒に入れずに、提出書類チェックシートのみをそのまま学校へ提出してください。

(1) 学び直し支援金の支給額の判定基準となる保護者等について

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下がることに伴い、収入判定の対象が以下のとおり変更されます。

- ①生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合：主たる生計維持者2名（両親等）
 - ②入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合：主たる生計維持者1名
 - ③生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1名だった場合等：主たる生計維持者1名
 - ④主たる生計維持者が存在しない場合：生徒本人
- ※生徒が未成年の場合は、原則として生徒の親権者（父母）で判定します。親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者（原則として健康保険法の扶養者）、生徒本人の順に収入判定者を判断します。

(2) 学校の代理受領について

- 学び直し支援金は、申請者に代わって、学校が受け取ります（代理受領）。生徒・保護者が直接受け取るものではありません。学び直し支援金の家庭への充当方法は学校により異なります。充当の時期や方法については、学校にお問い合わせください。

(3) マイナンバーでの所得確認に関するお願いについて

- マイナンバーを利用した住民税額等の情報照会を行った際に、正しく情報を取得できない場合があります。こうした場合、東京都私学就学支援金センターより、申請書の記載内容の確認や補正、課税証明書等の書類の追加提出をお願いすることがございますので、御了承ください。
- 住民税情報を正しく取得できない主な理由は、保護者等の税申告がされていないことや、申請書に記載した住民税の課税地が誤っていることなどです。申請の前に、これらに該当しないか確認してください。

(4) 保護者等が国外に在住する場合について

- 保護者等が令和4年1月1日現在、国外に在住しており、課税されていない場合、当該保護者等のマイナンバー書類の提出は不要です（なお、次年度以降、学び直し支援金の継続受給の手続きをする際に、国内に住所が戻り、国内で課税されるようになった場合は、マイナンバー書類を提出する必要があります。）。

(5) 保護者等の税更正や変更について

- 受給資格の認定を受けた後、保護者等に税更正や変更（離婚・死別、養子縁組等）があった場合、速やかに手続きを行う必要があります。学校又は東京都私学就学支援金センターに必要な手続きを確認してください。

(6) 審査に不要となった提出書類について

- 審査に不要となった提出書類（マイナンバー関係書類を含む）は、すべて廃棄させていただきますので、予め御了承ください。

(7) 個人情報及びマイナンバーの利用目的・範囲、取扱いについて

- 東京都が収集する生徒や保護者等の個人情報は、法令等に従い適正に管理します。また、学び直し支援金の支給事務に関する一部業務を他の事業者へ委託する場合は、委託先事業者に対して必要かつ適切な指示を行います。
- 提出されたマイナンバーは、学び直し支援金の支給審査に係る事務のみに使用いたします。
- なお、提出された書類については、一切返却ができません。

(8) マイナポータルについて

- 内閣府が運営する「マイナポータル」において、マイナンバーを用いて東京都が区市町村と住民税情報のやり取りをした履歴（やり取りされた情報の名称、照会日時、照会機関、提供日時、提供機関等）が確認できるようになっています。確認は、御自身のマイナンバーカードを用いて行います。
- マイナポータルから行政機関間のやり取り履歴を確認できないようにする事情（DV等被害者が加害者の所在地からマイナンバーカードを置いたまま避難している場合等）がある場合は、確認できないようにすることも可能ですので、東京都生活文化局私学部（☎03-5388-3181）までお問い合わせください。

(9) 授業料軽減助成金及び奨学給付金制度について

- この学び直し支援金制度とは別に、（公財）東京都私学財団が授業料軽減助成金及び奨学給付金制度を実施しています。これらの制度は併用が可能ですが、それぞれ申請が必要です。受給条件や手続き方法については、（公財）東京都私学財団（授業料軽減助成金・奨学給付金担当：☎03-5206-7925）までお問い合わせください。
- この授業料軽減助成金及び奨学給付金制度に申請をされた場合は、収集した個人情報を必要な範囲内で利用させていただきます。なお、マイナンバーについては、両制度への利用はできません。両制度の申請をされる場合は、別途、必要書類を揃えてください。

その他、よくある質問については、東京都私学部ホームページ（<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/hogosha/0000001032.html>）をご覧ください。

ご不明な点については、在籍している学校又は東京都私学就学支援金センターにお問い合わせください。

東京都私学就学支援金センター

☎ 03-5206-7814（午前9:15～午後5:00）

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/hogosha/0000000076.html>

